

3 仕事と家庭の両立支援に関する取組

(1) 入札参加資格審査の機会の利用<再掲>

入札参加資格条件に男女共同参画社会的貢献度評価を導入

東京都千代田区政策経営部経理課

(H17. 4. 1 現在人口 43,210人)

TEL 03-5211-4156

FAX 03-3264-1673

メールアドレス c-keiyaku@crux.ocn.ne.jp

ホームページ <http://keiyaku.city.chiyoda.tokyo.jp>

○ 目的・概要

社会全体として、また千代田区として取組が求められている政策等にインセンティブを与え誘導するための一つの手法として、入札参加資格審査(業者登録)に際して区独自の社会的貢献度の項目を設定し評価を行っている。このうち、区独自の社会的貢献度を図る項目の一つとして「男女共同参画社会への貢献」を取り上げ、『育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律』に規定する育児・介護制度の基準を上回る制度を、独自に就業規則、労使協定等で定めている事業者を認定している。

本区においては、入札参加資格審査を2年に一度実施しており、男女共同参画社会への貢献の項目についての評価は、前回の平成15・16年度登録から開始した。その内容は、入札参加資格審査の際に、建設業法で受けることが義務付けられている経営事項審査の総合点数をもとに、区独自の項目加算を行い、総合点数と独自加算数値の合計点数順に登録事業者の順位付評価を行うものである。具体的には、独自加算項目に該当する場合、項目ごとに原則として総合点数の5%を加算することとしている。

また、平成17・18年度登録からは、対象となる業種を前回登録時の工事6業種から物品・委託等も含め28業種に拡充した。さらに、総合点数への加算だけでなく、経営事項審査の総合点数を持たない業種については、社会的貢献度評価を区が発注する契約案件の指名競争入札参加者を選定する際の判断材料の一つとし、社会的貢献度認定事業者の入札参加機会をできるだけ増やしていくよう運用することとしている。

○ 特徴

認定を得るためにには、対象業種の入札参加資格審査の申請時に男女共同参画社会貢献制度報告書の提出が必要であるが、提出がなくても入札参加資格審査自体に不利益な取り扱いはない。奨励金や助成金の交付とは異なり、企業の経営活動そのものにインセンティブを与える仕組みで、企業がこれを契機に育児・介護制度等を導入・充実するための効果的なきっかけとなるよう目指している。

都においては、23区初の試みであり、全国でも例をみない制度である。

○ 実施にあたって留意・工夫した点

既に平成10年度の入札資格審査から区独自の評価項目として、①区内業者、②高齢者、障害者雇用、を設定し運用してきた経過がある。これらを踏まえ、平成15・16年度の資格審査に向けて新たな評価項目を検討することとしたのは「行政が企業に要請するだけでは限界があることから、事業者の資格審査などの機会に、より一層社会的貢献度を加味した評価を行うことで、広範な対象者に対して、社会全体として、また区として取組が求められている政策の誘導ができないか」という視点であった。具体的な項目の設定に際しては、①区が積極的に推し進めている施策であること、②事業者の資本力等に大きく影響されることなく達成できること、③基準がわかりやすいこと、④申請時に負担にならないこと、などから検討された。特に「男女共同参画社会への貢献」については、事業者の取組状況をどのような客観的基準で判断するか、つまり働きやすい企業かどうかという指標を何に置くかであった。結果的には、法で制度化されている以上の制度を独自に設けているという点に基準を置くこととし、その判定に当たっては、本施策を推進する国際平和・男女平等人権課や児童・家庭支援課の協力を得てチェックすることとした。

○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予 算: 100,000円

従事職員数: 0.3人

○ 取組による効果、参考データ等

制度導入初の平成15・16年度登録においては、対象業種(6業種)の全登録者数859者に対して男女共同参画社会への貢献について認定を得た事業者数は99者であり約11.5%であった。また、導入後二度目の平成17・18年度登録においては、前回と同じ対象業種(6業種)では、全登録者数687者に対して男女共同参画社会の実現について認定を得た事業者数は133者、約19.4%となった。

非対象業種も含めた千代田区全体の登録事業者の総数が減少しているが、前回登録時に比べ社会的貢献度の認定を行う対象業種を拡充(6業種→28業種)したことにより、男女共同参画社会への貢献についての認定事業者数の総数は増加しており、取組の効果が表われてきているといえる。

○ 今後の課題・方向性

事業者の順位付評価等の本来目的は、契約の確実な履行を確保するために、契約案件に応じた適切な業者を選定することにある。そのため、区独自の審査項目の設定については、自ずと制約が課せられる。現段階では、区独自の審査項目が政策誘導のための一つの手段（インセンティブ）であることと、順位付評価等の本来目的から求められる機能とがうまく均衡している状態である。今後は、社会的貢献度認定事業者の入札参加機会の増加と契約の確実な履行の確保が図れるよう効果的に運用していくとともに、運用状況等を考慮しながら対象業種の拡充を検討していく必要がある。

また、我々の取組を契機として、それぞれの項目の加算を受ける事業者数が増加し、さらに「男女共同参画社会への貢献」の項目においては、その制度の適用を受ける社員数が増大していくことが望まれる。

○ その他特記事項

登録事務を通じて事業者の担当者からは「よい制度だと思う。会社としても育児・介護制度の導入を検討する良いきっかけとなった。」という声も聞かれ、この制度の目的であるきっかけづくりにうまくつながっているものと評価している。

市が発注する建設工事の入札参加資格への加点制度

新潟県上越市企画・地域振興部男女共同参画推進課

(H17.4.1 現在人口 211,318人)

TEL 025-526-5111 (内線1442)

FAX 025-526-6183

メールアドレス danjo@city.joetsu.lg.jp

ホームページ <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>

○ 目的・概要

平成14年3月に「上越市男女共同参画基本条例」が施行され、その中で、事業者は、男女共同参画社会の中の経済活動において、重要な役割を果たしていることから、男女が平等に能力を発揮できるようにするとともに、個人としての能力を正しく評価するように努め、市が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力することを明らかにしている。

この観点から、平成17、18年度分の申請から男女共同参画の視点を入札・契約制度に反映し、推進を図ることとし、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」における努力事項として規定する制度を実施している事業者に加点(10点)を行うこととした。

○ 特徴

「育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に関する下記の事項を実施している場合に加点をする。

制 度		判 断 基 準
育児関係	育児休業	3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に、育児休業の制度がある。
	勤務時間の短縮等	3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に、勤務時間の短縮、フレックスタイム制、始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ、託児施設の設置運営のいずれかの制度がある。
	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に、その子の看護のための休暇(労働基準法第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く)の制度がある。
	再雇用特別措置	妊娠、出産、育児を理由として退職した従業員に対し、必要に応じて再雇用する制度がある。
介護関係	介護休業	常時介護を要する家族を介護する従業員に、連続3月(介護休業又は勤務時間の短縮の措置が講じられている場合は、講じられた日の翌日から起算して3月)を超える介護休業の制度がある。
	勤務時間の短縮等	常時介護を要する家族を介護する従業員に、連続3月(介護休業又は勤務時間の短縮の措置が講じられている場合は、講じられた日の翌日から起算して3月)を超える勤務時間の短縮、フレックスタイム制、始業・就業時刻の繰上げ・繰下げのいずれかの制度がある。
	再雇用特別措置	介護を理由として退職した従業員に対し、必要に応じて再雇用する制度がある。

○ 実施にあたって留意・工夫した点

従業員が10人以上の事業所については労使協定等の就業規則によって確認し、従業員が10人未満の事業所については就業規則等を作成する義務がない(労働基準法89条)ため、就業規則等がない場合は、自主申告書により確認することとした。

○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

予算：特になし

従事する職員数：2名(契約課職員)

○ 取組による効果、参考データ等

今回が初めての実施になるため、どの程度の効果があったかは不明だが、数社の事業者から「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律について問い合わせがあり、育児休業、介護休業の制度を正しく理解、運用してもらうよいきっかけとなった。

また、平成17、18年度の入札参加資格審査申請において申請者総数1,044社中、138社(13.2%)が導入しており、加点を行った。

○ 今後の課題・方向性

契約課において、就業規則の写しにより内容の確認を行っているが、提出された就業規則が正しいかどうかの判断基準が難しいという申し入れがあった。次回の入札参加資格審査に向け、現在、契約課において検討を行っている。

今後は、申請者総数における導入事業者の割合を19年度末までに18.3%、22年度末までに23.4%に引き上げるよう、継続して啓発を行っていく予定である。

入札参加資格審査申請に伴う男女共同参画推進状況の報告

福岡県福津市総合政策部男女共同参画推進室

(H17.4.1 現在人口 56,361人)

TEL 0940-43-8116

FAX 0940-43-3168

メールアドレス danjo@city.fukutsu.lg.jp

ホームページ <http://www.city.fukutsu.lg.jp>

○ 目的・概要・特徴

旧福間町と旧津屋崎町が合併して誕生した福津市では、「福間町男女がともに歩むまちづくり基本条例」をそのまま継承し、「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」として、平成17年1月24日の合併と同時に施行しました。この基本条例では、「男女共同参画社会基本法」にのっとり、「町の責務」、「住民の責務」、「事業者等の責務」を明らかにし、それぞれの立場で、あるいは一体となって、積極的に市が実施する参画促進施策に協力することを義務付けています。

事業者等の責務（条例第6条）には、①男女共同参画社会を実現するため積極的に取り組むこと及び市が実施する参画促進施策に協力すること。②家庭と就業や活動を両立できる環境の整備をすること。③市と工事請負などの業者登録をする場合には男女共同参画推進状況の届け出をすること。の3項を規定しています。これにより、福津市における指名競争入札等に参加を希望する場合、参加資格審査申請に必要な書類として、「男女共同参画推進状況報告書」が加わりました。

旧福間町では、「男女がともに歩むまちづくり基本条例」の施行後、平成14年度と平成16年度に指名競争入札等参加資格審査申請を受付けましたが、この基本条例の趣旨や「男女共同参画社会基本法」の前文、

“男女共同参画社会の形成は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題である”ことへの御理解をいただき、業者登録を希望する全社から「男女共同参画推進状況報告書」を提出いただいたところです。

なお、この男女共同参画推進状況については、現在、指名基準の要件には含まれないことにしていますが、特に先進的に男女共同参画の責務を遂行している事業者等に対しては、推進モデルとして推奨するなど、広く住民への周知を考えています。

●男女共同参画推進状況報告書の提出（旧福間町での受付件数）

平成14年4月受付 1,386社（建設土木等工事・コンサル等）

平成14年10月・2月受付 400社（物品、役務提供等）

平成16年4月受付 1,335社（建設土木等工事・コンサル等）

平成16年10月受付 340社（物品、役務提供等）

○ 実施にあたって留意・工夫した点

業者からの指名願受付に関する問い合わせなど、契約担当課との連携。

育児休業やセクハラ対策など男女共同参画の取り組みについて具体的に項目を列挙しており、報告書作成を自社の男女平等を考える機会づくりとしてとらえてもらうための工夫をしている。

○ 平成17年度における予算額・従事する職員数

特になし。

○ 取組による効果、参考データ等

（旧福間町での実績です。）

男女共同参画意識について数値による変化が確認できる。平成16年度の受付では、平成14年度に比べて、仕事と育児や介護との両立支援策や、女性従業者に対する配慮の実施状況を一つも行っていないという業者の割合が減っていた。建設・コンサルタントでは36.3%だったのが26.1%になり、物品・役務では28.0%だったのが23.5%になった。

○ 今後の課題・方向性

男女共同参画推進状況報告書の取り扱い（活用）

・推進モデルとして推奨（市民への周知）する。

・指名要件としての基準を検討する。